

はいえ日常生活に不便を来したことは容易に推認されるところである。そうすると、控訴人には精神的損害が生じたものと認められ、上記の事情を勘案すると、これを慰謝するための金額としては3万円が相当である。

前記のとおり、被控訴人には、本件不法行為のほかに不法行為に該当する行為は認められないから、上記以外に慰謝料は認められない。」

- 2 以上によれば、控訴人の請求は、被控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償として、9万5300円及びこれに対する不法行為日である平成22年4月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却すべきである。よって、これと結論を異にする原判決は相当ではないから、本件控訴に基づきこれを変更することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官

小 佐 田

潔

裁判官

浅 井

隆

彦

裁判官

杉 村

鎮

右

